

犬又は猫等の譲渡実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市動物の愛護及び管理に関する事務処理要綱（平成21年4月1日施行、以下「要綱」という。）第36条の規定に基づき、船橋市動物愛護指導センター（以下「センター」という。）における譲渡の円滑かつ適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

(譲渡対象動物)

第2条 譲渡対象動物は、収容している犬及び猫等であって、処分対象となった動物のうち、必要に応じて観察期間を設け、以下の基準により選定する。

- 1 視診、触診等により健康である、又は治療等により予後良好と判断されるもの
- 2 社交性、支配性、警戒心、攻撃性等を観察し、人及び社会に順応性があると判断されるもの
- 3 飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わったもの
- 4 その他、センター所長が適当と認めたもの

(譲渡対象者)

第3条 譲渡対象者は、譲渡を希望する個人（以下「個人譲渡対象者」という。）及び新たな飼い主探しを行う団体（個人活動者を含む。以下「譲渡対象団体」という。）とする。

1 個人譲渡対象者

個人譲渡対象者は、次に示す譲渡対象者の基準に適合する者とする。

- (1) 譲渡される動物を適正に飼養できること。
- (2) 終生飼養できること。
- (3) 不妊去勢手術、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
- (4) 原則として市内および近辺に在住する成人であること。
- (5) センターが主催する適正飼養に関する講習会を受講していること。
- (6) 飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- (7) 飼養場所が集合住宅もしくは借家等の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約等の文書で提出できること。
- (8) 誓約書（別記第3号様式）の内容を理解し遵守できること。
- (9) その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

2 譲渡対象団体

(1) 譲渡対象団体は、次に示す譲渡対象団体の基準に適合するものとして、センターが作成する譲渡対象団体名簿に登録された団体等とする。

- ① 船橋市の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体等であること。

- ② 動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約をもって活動を行っていること。
 - ③ 活動実績及び活動内容がセンターの実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。
 - ④ 団体等の活動拠点が、センター職員が容易に調査及び確認できる地域内にあること。
 - ⑤ センターが主催する適正飼養に関する講習会を、代表者又は責任者が受講していること。
 - ⑥ 譲渡動物の譲渡先として、団体名等をセンターが公表することに同意できること。
 - ⑦ 誓約書（譲渡ボランティア用）（別記第5号様式）の内容を理解し遵守できること。
 - ⑧ その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。
- (2) 登録を受けようとする譲渡対象団体は以下の書類を提出して申請するものとする。
- ① 譲渡ボランティア登録申請書（別記第4号様式）
 - ② 誓約書（譲渡ボランティア用）（別記第5号様式）
 - ③ 団体の場合、規約、役員名簿、会員名簿及び活動概要書
 - ④ 団体の場合、一時飼養者名簿
 - ⑤ 一時飼養場所の見取り図
- (3) センター所長は、申請のあった団体等について、譲渡対象団体の基準への適合について審査し、原則として一時飼養場所の現地調査を行った上で登録の可否を決定し、申請者に通知すること。また、登録した場合は譲渡ボランティア登録簿（別記第6号様式）に登載すること。
- (4) 譲渡対象団体は、譲渡ボランティアの登録内容に変更があったときは、譲渡ボランティア登録変更届（別記第7号様式）を提出し、また、譲渡ボランティア登録の廃止は、譲渡ボランティア登録廃止届（別記第8号様式）を提出することとし、センター所長は、必要に応じて現地調査を実施する。

（動物の譲渡）

第4条

1 個人譲渡対象者に対する譲渡

(1) 譲渡申請

センター所長は、個人譲渡対象者から譲渡を求められたときは、犬、猫等の譲渡申請書（別記第1号様式）を提出させ、譲渡申請書の書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行うこと。

(2) 譲渡対象者の審査及び通知

センター所長は、譲渡申請書に係る書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行い、申請者に対して審査結果を通知すること。また、譲渡対象者として認めた場

合にあっては、譲渡実施日について通知すること。

(3) 譲渡の実施

譲渡の実施は、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導するとともに、譲渡を受けるに当たっての誓約書（別記第3号様式）を提出させること。

2 譲渡対象団体に対する譲渡

(1) 譲渡の実施

センター所長は、犬、猫等のボランティア譲渡申請書（別記第2号様式）を提出させ、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導し、適正な取扱いを遵守させるものとする。

（トライアル）

第5条 個人譲渡対象者が、犬猫等（ただし、90日齢未満の犬猫等は除く）の譲渡を申請する前に、譲渡希望動物を一時的に飼養すること（以下「トライアル」という。）を希望する場合は、犬、猫等トライアル申込書（別記12号様式）をセンター所長に提出する。

1 センター所長は、第3条1個人譲渡対象者の基準（（2）、（3）及び（8）を除く）に適合するか審査を行い、適合する場合はトライアルを認めるものとする。

2 トライアル期間はおおよそ3週間とする。

3 トライアルの後、当該動物の譲渡を希望する場合は、速やかに当該動物を同伴の上第4条に基づく譲渡申請をすること。なお、センター所長が認めるときは、譲渡申請書を郵送にて受け付けることができる。

4 当該動物の譲渡を希望しない場合は、連絡の上速やかにセンターに当該動物を返還しなければならない。

（譲渡後の指導及び調査）

第6条

1 個人譲渡者への指導及び調査

センター所長は、犬、猫等の譲渡を受けた者に対して、必要に応じてしつけ方教室等を受講させることにより適正飼養の徹底を図るとともに、その飼養状況について、譲渡動物飼養状況報告書（別記第9号様式）を提出させ調査を行う。

2 新たな飼い主が決まった場合の譲渡対象団体への指導

センター所長は、譲渡対象団体から、その飼養状況について、譲渡動物飼養状況報告書（譲渡ボランティア用）（別記第10号様式）を提出させ調査を行う。また、動物が譲渡対象団体から新たな飼い主に譲渡された場合は、再譲渡報告書（別記第11号様式）を速やかに提出させるものとする。

（譲渡対象団体に対する調査等）

第7条 譲渡対象団体に対して、必要に応じて現地調査・確認を行い、基準に適合しなくなったものについては、不適理由を明示し、譲渡対象団体名簿から登録を抹消するもの

とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前にこの要領による改正前のそれぞれの要領の規定に基づいて調整した用紙は、この要領の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

犬・猫等譲渡申請書

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

住 所

(申請者) 氏 名

電話番号

下記のとおり、犬・猫・その他()の譲渡を申請します。

記

対象動物情報	動物種	犬・猫・その他()				
	品 種					
	性別	オス・メス				
飼養環境	住宅の建築型式	戸建・集合住宅 <small>※集合住宅及び賃貸住宅等の場合、動物の飼育が可能であることの証明書類等の写しを添付すること。</small>				
	家族構成	本人 他()				
	主に世話をする人	氏名		続柄		年齢
	家族の同意	有・無				
	同居者の動物アレルギーの有無	有・無				
	(独居等の場合) 緊急時の連絡体制の有無	有・無				
	緊急時連絡者名		緊急時連絡者 電話番号			
	緊急時連絡者住所					

《センター記入欄》

譲渡の認定	可・否		譲渡実施日	年 月 日
譲渡動物	動物種	品 種	毛色	性別
				管理番号

身分証確認 添付書類()

誓約書

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

私はこのたび、犬・猫（その他）を譲り受けることになりましたので、下記の事項について遵守し、適正に飼養することを誓約します。

記

- 次の関係法令を遵守し、責任を持って終生飼養します。
 - 動物の愛護及び管理に関する法律
 - 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
 - 狂犬病予防法（登録・狂犬病予防接種の実施、鑑札・注射済票の装着義務）
 - 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例
- 飼養する動物の生理・習性に適した飼養をするとともに、必要なしつけ等を行い、近隣の迷惑にならないよう飼養します。
- 動物は必要に応じて疾病の予防・治療等をし、動物から人へ感染症がうつることのないよう配慮します。
- 責任を持って不妊・去勢措置を実施します。
- 動物には所有者明示措置を施します。
 - 犬：鑑札・注射済票、名札、マイクロチップ等
 - 猫：名札、マイクロチップ等
- 猫については、完全室内飼養にします。
- 飼い主の事情により、万が一譲渡された動物を飼えなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を探します。

どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、最寄りの保健所等に相談します。
- 譲渡を受けてから半年以内に、「譲渡動物飼養状況報告書」（別記第9号様式）を船橋市動物愛護指導センターに提出します。
- 譲り受けた動物について、譲り受けた時に分からなかった病気や異常行動などの問題があった場合、あるいはその動物により派生する諸問題については、船橋市に対してその責任を一切問いません。

譲渡ボランティア登録申請書

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

申請者 住 所

氏 名

(代表者)

電話番号

新たな飼い主への再譲渡を目的として、船橋市動物愛護指導センターから動物の譲渡を受けたいので、下記の団体等について譲渡ボランティア登録の申請をします。

記

1 名称 (個人にあつては氏名)	
2 所在地	
3 設立年月日 (個人にあつては活動開始年月日)	
4 設立目的 (個人にあつては活動目的)	
5 再譲渡対象動物	成犬・子犬・成猫・子猫・その他 ()
6 一時飼養可能頭数	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書/ <input type="checkbox"/> 規約等/ <input type="checkbox"/> 役員名簿/ <input type="checkbox"/> 会員名簿/ <input type="checkbox"/> 活動概要書/ <input type="checkbox"/> 一時飼養者名簿/ <input type="checkbox"/> 一時飼養場所の見取り図及び案内図

《センター記入欄》

登録の認定	可 ・ 否
登録日	年 月 日
登録番号	

誓約書

(譲渡ボランティア用)

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

私は、新たな飼養者に再譲渡する目的で動物を譲り受けることになりましたので、下記の事項を遵守するとともに、動物愛護思想及び動物の適正な飼養管理の普及啓発に努めることを誓約いたします。

記

- 1 動物の習性及び生理等に応じて適正に飼養・保管し、動物の健康及び安全を保持します。
- 2 人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように責任をもって飼養又は保管します。
- 3 譲渡を受けた動物を新たな飼養者に譲渡する場合は、別紙「譲受者選定基準」の各項目に適合することを条件として再譲渡します。
- 4 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行いません。
- 5 譲渡を受けてから半年以内に、「譲渡動物飼養状況報告書」（別記第10号様式）を船橋市動物愛護指導センターに提出します。また、譲渡を受けた後に、船橋市動物愛護指導センター職員による飼養状況の確認に同意します。
- 6 新たな飼養者に再譲渡した動物について、1月ごとに「再譲渡状況報告書」（別記第11号様式）により報告します。
- 7 新たな飼養者に対して、不妊去勢措置及びマイクロチップ等所有者明示措置の必要性を含め、譲渡を受けた動物に係る適正飼養の方法等について教示します。
- 8 ボランティア登録申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに「譲渡ボランティア登録変更届」（別記第7号様式）を提出します。
- 9 私が本誓約内容を守っていないことが判明した場合には、譲渡が中止されても不服を申し立てません。
- 10 船橋市動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、不適正な事項があった場合には改善の指示に従います。

譲受者選定基準

1 新たな飼養者の条件

- (1) 原則として成人であること
- (2) 犬、猫等の飼養管理について、同居する家族全員が同意していること
- (3) 集合住宅及び賃貸住宅等においては、犬、猫等の飼育が認められていること
- (4) 犬、猫等を適正に飼養管理できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと
- (5) 関係法令等を遵守できること
- (6) 次項の遵守事項の内容を理解し、遵守できること

2 新たな飼養者の遵守事項

- (1) 飼養する動物の生理・習性に適した飼養をするとともに、必要なしつけ等を行い、近隣の迷惑にならないよう終生飼養すること
- (2) 動物は必要に応じて疾病の予防・治療等をし、動物から人へ感染症がうつることのないよう配慮すること
- (3) 責任を持って不妊・去勢措置を実施すること
- (4) 動物には所有者明示措置を施すこと
 - 〔犬：鑑札・注射済票、名札、マイクロチップ等
 - 〔猫：名札、マイクロチップ等
- (5) 犬については、狂犬病予防法に基づき、譲渡を受けた日（生後 90 日以内の犬は生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に市町村長に登録の手続きをするとともに、毎年 1 回狂犬病予防注射を受け、鑑札及び注射済票を装着すること
- (6) 猫については、完全室内飼養にすること
- (7) 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行わないこと
- (8) 飼い主の事情により、万が一譲渡された動物を飼えなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を探すこと
 - どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、最寄りの保健所又は動物愛護センターに相談すること

譲渡ボランティア登録変更届

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(代表者)

電話番号

譲渡ボランティア登録の内容を変更したので下記のとおり届け出ます。

記

変 更 内 容	変更年月日	
	変 更 前	
	変 更 後	

※申請書の添付書類に変更がある場合は、該当する書類を添付すること。

譲渡ボランティア登録廃止届

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

申請者 住 所

氏 名

(代表者)

電話番号

下記の団体等について譲渡ボランティア登録の廃止を申請します。

記

1 名称（個人にあつては氏名）	
2 所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 廃止年月日	年 月 日
5 廃止理由	
6 備考	

備考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「6 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

別記第9号様式

譲渡動物飼養状況報告書

		(提出日)	年	月	日
船橋市長 あて					
		(郵便番号)			
		住所 氏名 電話番号			
	(飼養者)				

私が譲り受けた犬・ねこについて、下記のとおり報告します。

記

譲渡年月日	年 月 日 (管理番号:)			
動物種	犬	ねこ	その他	
品種				
大きさ ※譲渡時の大きさを選択してください。	大型	中型	小型	幼齢
性別	オス	メス		
飼養環境	係留 (庭等でつなぎ飼い)	抑留 (オリに入れて飼育)	室内	(その他)
同居動物の有無	有()		無	
不妊措置の実施	手術済	未手術	手術以外の方法で不妊措置 ()	
登録番号(犬)	年度 No.			
注射済票番号(犬) ※一番最近のものを記入してください。	年度 No.			
近況等 ※性格、飼い方等で困りのこと等 どのようなことでも結構です。				

※選択肢のある設問は、該当する内容に○をつけてください。

再譲渡状況報告書

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(代表者)

電話番号

下記のとおり再譲渡したので報告します。

記

1 再譲渡動物

動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 () 管理番号: _____		
性別	オス ・ メス	その他	
毛 色			
再 譲 渡 者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

2 犬の登録等 (犬のみ)

登録年月日	
鑑札番号	
狂犬病予防注射実施年月日	
狂犬病予防注射済票番号	

3 不妊去勢手術及びマイクロチップ装着

	不妊去勢手術	マイクロチップ装着
実施年月日		
実施した動物病院名		

4 その他連絡事項

犬、猫等トライアル申請書

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

申請者 住所

氏名

電話番号

次の動物をトライアルとして飼養したいので申し込みします。なお、下記のすべての事項を了解した上で遵守し、受け入れる動物を適正に飼養することを誓います。

記

希望動物 情報	動物種	犬、猫、その他 ()
	品種	
	性別	オス メス
飼養環境	住宅の建築型式	戸建 集合住宅 (※集合住宅・賃貸住宅等の場合、動物の飼育が可能であることの証明書等の写しを添付すること)
	家族構成	本人他 ()
	家族の同意	有 無
	同居者のアレルギーの有無	有 無
トライアル期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

- 1 次の関係法令を遵守し、近隣の迷惑にならないように飼養します。
 - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
 - (3) 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例
- 2 受け入れ開始から3週間以内に、譲渡を希望するか回答します。
- 3 猫については、完全室内飼養します。
- 4 確実な逸走防止措置を行います。逸走した場合は速やかにセンターに報告します。また、死亡した場合も速やかにセンターに報告します。
- 5 犬については、確実なこう傷事故等の防止措置を行います。万が一、事故等が生じた場合は速やかにセンターに報告します。なお、事故等による損害の賠償その他の問題については、船橋市に対しその責任を一切問いません。
- 6 動物に係わるすべての費用を負担します。
- 7 トライアルする動物について、トライアル申請時に分からなかった病気や異常行動などの問題があった場合、あるいはその動物により派生する諸問題については、船橋市に対してその責任を一切問いません。